平成２９年（フ）第６０号
茨城県龍ケ崎市若柴町3090番地　セピア21 103号、前住所茨城県龍ケ崎市4457番地２
破産者　野崎　　汎
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
茨城県龍ケ崎市馴馬町585番地６　龍ケ崎第１グリーンコーポ402号室、前住所茨城県龍ケ崎市4457番地２
破産者　野崎　哲也
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
栃木県小山市東城南１丁目１番地３シャトレ海老沼401号
破産者　小野寺美智子
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１１２号
金沢市御供田町ハ18番地１　シャン・ド・フルールＳ　201号、従前の住所三重県四日市市日永２丁目３番49号
破産者　若松　　整
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０５号
岐阜市東鶉２丁目102番地（Ｕ－Ｄ翔東鶉２Ｄ号室）、前住所岐阜市下西郷５丁目171番地５
破産者　清原　啓介
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４１号
静岡県沼津市大平2676番地の１　大平コーポ202、開始決定時の住所静岡県伊豆市土肥3908番地の２
破産者　前田　栄市
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
滋賀県草津市木川町838番地２、前住所滋賀県草津市下笠町282番地２
破産者　和のこころ風姿こと　畑中　敏伸
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１９号
兵庫県西宮市苦楽園五番町１番68号、開始決定時の住所兵庫県西宮市甑岩町７番25―206号（開始決定時の前住所）兵庫県宝塚市中山五月台３丁目11番４号
破産者　中島　盛義
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９１号
北九州市小倉北区下到津２丁目７番11―203号
破産者　大谷　武史
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８９号
佐賀県唐津市大名小路５番２号
破産者　進藤　正幸
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第８０号
長崎県長崎市若葉町14番３号
破産者　𠮷田　　隆
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
長崎県長崎市江里町７番25号、旧住所長崎県長崎市戸石町1350番地１　林田アパート５号
破産者　木戸　翔平
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
長崎県平戸市前津吉町332番地、従前の住所福岡県北九州市小倉北区大田町５番２―301号
破産者　青崎　　悟
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第４３５号
熊本市中央区平成２丁目17番20号　カーサ平成205
破産者　米村めぐみ
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４３号
熊本市中央区島崎１丁目29番35号
破産者　渡邊　舞子
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４６４号
熊本市東区長嶺南４丁目12番15―103号、前住所熊本市東区長嶺東５丁目４番59号
破産者　奥村　真理
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西2497番地３
破産者　森川　隆二
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第３８号
熊本県球磨郡錦町大字西６番地１　第２錦フルーツコーポグレープ２号、前住所愛知県岡崎市戸崎町字沢田36番地　Ｍタウニー　204
破産者　杉本　善己
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部